

消費者庁 表示対策課 御中

宮城県生活協同組合連合会
住所：宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-4
フォレスト仙台 5F
電話：022-276-5162
会長理事 齋藤昭子

「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）」への意見

記

1. 第1 はじめに について

ホテルや百貨店、レストラン等が提供するメニュー・料理等の食品表示について実際に使われていた食材と異なる表示が行われていた事例が相次ぎ、表示に対して消費者の信頼は著しく損なわれました。今回の事例をきっかけに、業界において表示の適正化に向けて自主的な取り組みの動きが見られました。

本来、景品表示法は一般消費者の利益を保護するための法律であり、国の責務として規制することで、消費者を守ることができると考えます。

事業者の自主性に任せるばかりでなく、国としてこのような結果を引き起こした業界の背景や業態等について、実状の把握と環境改善に向けて監視・指導体制の強化が必要と考えます。

メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方の具体的な事例についての Q&A を示したことは評価します。

今後、事業者等が行うメニュー・料理等の表示に関して、明確で解りやすい基準を作成するとともに、適正な表示とするよう教育・指導の強化が必要と考えます。

2. 第2 — 5 優良誤認表示— (2) について

現行の食品表示に関する規制は、食品衛生法、JAS 法、健康増進法の三法によって行われていますが、メニュー・料理等の表示に関しては景品表示法によってのみ規制されています。

たとえば、「安全・安心」、「徹底した品質管理」などと安全性や品質を強調した表示から、一般消費者は、何の問題もない材料（食品）を使用した料理が提供されると認識することが考えられます。一般消費者にとって、実際のものとは異なる当該表示によって、実際のものよりも「優良」とであると認識され、誘引されると判断されます。

一般的に形成肉については、アレルギー物質の乳、大豆、小麦が含まれているため、食品衛生法ではアレルギーについて表示を義務付けています。一連の食品偽装表示問題では、ホテルや百貨店、レストラン等飲食店のメニュー表示には食品衛生法が直接適応されていないため、消費者にとって重要なアレルギー情報を知ることができません。

ホテルや百貨店、レストラン等飲食店のメニュー表示におけるアレルギー表示は、食品を摂取する際の安全性に関する情報を適切に消費者に伝える極めて重要なことと考えます。

今後、消費者の生命・健康を守る上でも、最も重要なアレルギー表示については義務付けが必要と考えます。その為にも、食品表示法の適応範囲を広げること等も視野に入れ、検討することを要望します。

3. 第2 — 6 違反行為に対する措置

消費者庁は、自身のみが景品表示法に基づいて、違反者に対して再発防止を命令し、従わなければ罰則を適用できる命令の権限を持っています。しかし、景品表示法第7条の規定に基づけば、都道府県知事には、再発防止に必要な事項や実施に関連する公示等の指示をすることしか規定されていません。

全国各地での実効性を確保するために、都道府県知事にも、同様の権限を持たせることが必要と考えます。

以上